

新しく選ばれた 市民の代表36人



佐藤 芳雄



成田 松太郎



桜庭 亥之助



上村 清



伊藤 武吉



佐々木 丈雄



成田 耕三



島沢 一郎



石田 寛



伊藤 悦二



菅原 昇



貝森 哲男



佐藤 一男



田中 国司



西村 久平



松崎 重蔵



島山 勝蔵



虻川 景一



湯瀬 勝衛



工藤 良一



大坂谷 征志



安達 友一



奈良 友二



芳賀 忠行



菅原 勇治



菅原 一雄



石垣 輝光



若松 清一



斎藤 芳二



奈良 駒吉



黒田 常人



佐々木 正治



島山 広清



柳館 邦男



日景 章二郎



島 湯 哲治

市議選挙

当	佐藤 芳雄 (無新)	1,761・362票
当	成田 松太郎 (自現)	1,596・338票
当	桜庭 亥之助 (無新)	1,587 票
当	上村 清 (無現)	1,482 票
当	伊藤 武吉 (社現)	1,460・238票
当	佐々木 丈雄 (社現)	1,455・294票
当	成田 耕三 (無現)	1,409・661票
当	島沢 一郎 (無新)	1,408 票
当	石田 寛 (社現)	1,408 票
当	伊藤 悦二 (無現)	1,348・761票
当	菅原 昇 (無新)	1,326・458票
当	貝森 哲男 (共現)	1,289 票
当	佐藤 一男 (無現)	1,287・849票
当	田中 国司 (無現)	1,283 票

当	西村 久平 (無現)	1,278 票
当	松崎 重蔵 (無現)	1,277 票
当	島山 勝蔵 (社現)	1,264・327票
当	虻川 景一 (無現)	1,247 票
当	湯瀬 勝衛 (公現)	1,244 票
当	工藤 良一 (共元)	1,222 票
当	大坂谷 征志 (社現)	1,220 票
当	安達 友一 (無現)	1,220 票
当	奈良 友二 (無元)	1,193・841票
当	芳賀 忠行 (無現)	1,181 票
当	菅原 勇治 (民現)	1,163・789票
当	菅原 一雄 (無現)	1,158・539票

当	石垣 輝光 (民現)	1,108 票
当	若松 清一 (無現)	1,102 票
当	藤 芳二 (公現)	1,090 票
当	奈良 駒吉 (無元)	1,054・158票
当	黒田 常人 (無現)	1,037 票
当	佐々木 正治 (無現)	1,010・705票
当	島山 広清 (無現)	1,009・243票
当	柳館 邦男 (社現)	921 票
当	日景 章二郎 (無新)	853 票
当	島 湯 哲治 (無現)	752 票
当	遠藤 徳一 (無現)	740 票
当	戸 枝 正義 (自新)	665 票
当	島山 満男 (無新)	297・429票
当	高 杉 松三郎 (無新)	295 票

国保情報

◆高額療養費について

国民健康保険の加入者が、病院などの窓口で支払った医療費が1か月に3万9千円を超えたときは、その超えた分の医療費を国民健康保険で払いもどすのが、高額療養費支払制度です。

<受給対象となる医療費は………>

1人の被保険者が、同じ月に、同じ病院などの窓口で支払った医療費が3万9千円を超えた場合で、室料、暖房料、文書料、分擔費(正常)など保険診療対象外のもの(保険のきかないもの)は、受給の対象になりません。また、入院と通院、歯科は分けて計算されますから、それぞれ3万9千円を超えなければ対象になりません。

<支払時期は………>

病院、診療所からの請求明細書と照合しなければなりませんので、支払いは診療を受けた月の翌月から3か月から4か月後になります。

<受給手続きは………>

高額療養費は、本人の申請によって支払うこととなりますから、該当者は1か月分の医療費支払領収書と保険証、それに印鑑を持って、市役所厚生課へおいでください。

◆古い国保被保険者証は

お返しください

4月1日から国民健康保険被保険者証が更新されました新しい保険者証がお手元に届きましたら、古い保険者証は、市役所市民課、又は、花矢支所、各出張所へ、至急お返しください。

中小企業への緊急融資 9月30日まで延期

国の特定不況地域に本市が指定され、その救済措置として、市内の中小企業に対しての緊急融資が、政府系中小企業金融機関を窓口を実施されています。

緊急融資を受けるには、市の認定が必要とあり、今市役所商工観光課で受付けています。

認定の申請期限は、初めは54年3月31日とされていましたが、政府がその後6か月の期限延長を決定したことにより、申請の受付は今年9月30日までとなりました。

4月20日現在での認定事業所数は51件で、申請された事業所の全部を認定しています。

緊急融資の貸付対象範囲や金額については、広報1月号をご覧ください。又は市役所商工観光課(☎42-1212 内線291)へお問い合わせください。